

諮問番号：令和4年度高行審諮問第2号

答申番号：令和4年度高行審答申第2号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきとの審査庁の諮問に係る判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

(1) 請求の要旨

高知市長（以下「処分庁」という。）が行った令和4年2月10日付けの福祉医療費（ひとり親家庭医療）受給資格喪失に関する処分（3子給付第2122号）を取り消すとの裁決を求める。

(2) 主張

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、以下の点において処分庁が行った処分は違法・不当であると主張している。

ア 高知市は、処分理由を事実婚のためとしているが、事実婚とは、①お互いに婚姻の意志を持っている、②共同生活をしている、③事実婚（内縁関係）を公的手続にも表明している、④子供を認知している、であり、どの項目にも当てはまらないため、違法である。

イ お互いが夫婦関係の認識が無いので事実婚とはいえないため、本件処分は取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

処分庁は、以下の点により、本件処分は違法又は不当に行ったものではないと主張している。

(1) 高知市福祉医療費助成条例（昭和49年条例第66号）における「ひとり親家庭の女子」とは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項により、配偶者との死別や離婚、生死不明等で現に婚姻をしていない者であり、この婚姻には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む」と規定されている。

(2) 本件受給資格の確認に当たっては、児童扶養手当制度を準用しており、同制度における事実婚については、「事実婚の範囲について（昭和48年児企第28号、平成27年雇児福発0417第1号）」において「事実婚は原則として同居していることを要件とする」とされている。

(3) 審査請求人は、単身男性との同居を認めており、単身男性との同居は、資格喪失要件に該当する。

3 審査庁の判断

審理員による審理員意見書における判断と同様に，本件審査請求には理由がないから，行政不服審査法第45条第2項の規定により，裁決で，本件審査請求を棄却することが適当であると考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないから，行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 本件処分に係る条例等の規定

- (1) 高知市福祉医療費助成条例第2条第3号には，ひとり親家庭の女子又は男子と児童とは，母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する女子又は同条第2項に規定する男子及びその者が扶養する児童並びに規則で定める者をいうと規定している。
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項は，この法律において「配偶者のない女子」とは，配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と死別した女子であって，現に婚姻（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの及びこれに準ずる同項各号に掲げる女子と規定している。
- (3) 高知市福祉医療費助成条例第3条第1項は，福祉医療費の助成の対象となる者は，ひとり親家庭の女子又は男子と児童で，ひとり親家庭の女子又は男子と児童が本市の住民基本台帳に記録されている者で規則で定めるものとする規定している。
- (4) 高知市福祉医療費助成条例第5条は，助成対象者又は保護者は，規則の定めるところにより，市長に申請し，助成資格について認定を受けなければならないと規定している。

3 判断

本件審査請求の争点は，処分庁による事実婚の認定は妥当か，ということにあるので，以下判断する。

審査請求人は，事実婚とは，①お互いに婚姻の意志を持っている，②共同生活をしている，③事実婚（内縁関係）を公的手続にも表明している，④子供を認知している，であり，どの項目にも当てはまらないため，違法であると主張している。

これに対し，処分庁は，本件受給資格の確認に当たって，児童扶養手当制度を準用して判断しているが，同制度は本件福祉医療費助成制度と同じく，ひとり親家庭の児童の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする制度である

ことから、これを本件福祉医療費助成制度における事実婚の認定に当たって準用することについて、不合理な点は認められない。

そして、「事実婚の範囲について」において、事実婚の解釈については、「当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係」が存在していれば、事実婚が成立しているものとして取り扱うこととされている。

令和4年1月11日、処分庁が審査請求人に事実確認を行ったところ、審査請求人は令和2年6月から単身男性と同居していることを認めており、住民基本台帳情報とも一致している。また、居住形態についても賃貸借契約による入居でなく、玄関、台所、便所等が別の二世帯住宅でもないことを処分庁は審査請求人に聞き取っており、この点について審査請求人にも争いはない。

したがって、このような事実関係の下においては、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活が認められるとした処分庁の判断に著しい不合理があるとはいえないから、審査請求人の主張は採用することはできない。

なお、審査請求人は、互いが夫婦関係の認識がないので事実婚とはいえないため、本件処分は取り消されるべきである旨を主張するが、上記判断を左右するものではない。

よって、処分庁による事実婚の認定に著しく不合理な点がない以上、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求については、理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会における調査審議の経過は次のとおりである。

令和4年10月25日 諮問書を受理

令和5年2月10日 第1回審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続について

当審査会に提出された諮問書の添付書類等によれば、本件審査請求に関する審査庁及び審理員の審理の経過は次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和4年3月26日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。
- (2) 処分庁は、令和4年5月16日付けで、審理員に対し弁明書及び証拠書類等を提出した。
- (3) 審査請求人は、令和4年6月28日付けで、審理員に対し反論書を提出した。
- (4) 処分庁は、令和4年7月13日付けで、審理員に対し再度弁明をしない旨の通知を提出した。
- (5) 審理員は、令和4年10月7日付けで、審査庁に対し審理員意見書及び事件記録を提出した。
- (6) 審査庁は、令和4年10月25日付けで、本審査会に対し諮問を行った。

以上のとおり、本件審査請求に係る審査庁及び審理員の審理手続については、

行政不服審査法の規定に従い適正な審理手続が行われたものと認められる。

2 本件審査請求の争点について

当審査会においては本件審査請求における争点として、処分庁による事実婚認定について検討する。

- (1) 処分庁は、市民保健の向上を図るとともに、市民福祉の増進に寄与することを目的として、ひとり親家庭の女子又は男子と児童に対し療養費の一部を助成しており（高知市福祉医療費助成条例第1条）、受給資格の確認に当たっては、児童扶養手当制度を準用している。

同制度は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする（児童扶養手当法（昭和36法律第238号）第1条）ものであることから、同制度を高知市福祉医療費助成における受給資格の確認に準用することについて、不合理な点は認められない。

- (2) 児童扶養手当制度における事実婚の解釈は、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在していれば、それ以外の要素については一切考慮することなく、事実婚が成立しているものとして取り扱うこととされている。審査請求人の主張する事実婚の要件は、審査請求人独自の視点に基づくものであり、事実婚であるか否かを判断するに際して、参考事項として考慮する余地はあるものの、必須の要件であるとはいえない。

- (3) 社会通念上、交際相手と同居している場合には、生計を同じくしており、生活を共同していることが通常である。

本件においては、処分庁は、審査請求人と男性が令和2年6月から同居している事実を住民基本台帳情報から確認している。また、審査請求人への聴取で、審査請求人は、同居の男性が賃貸契約による入居でなく、玄関、台所、便所等が別の二世帯住宅でないことを認めている。さらに、審査請求人は、審査請求人と同居の男性が交際関係にあることを認めている。

以上を踏まえると、審査請求人は交際相手の男性と同居していることが認められ、生計を同じくし生活を共同していると認定できる。そして、その同居が賃貸借契約によるものであったり、二世帯住宅であったり、光熱費等を別々に負担している等、生計が別であることを示すような具体的な事情は、審査請求人から主張されておらず、事実として確認ができない。そのため、審査請求人と交際相手の男性の間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係があると判断することができる。

このことから、処分庁が、審査請求人と同居の男性の間に、社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在していると判断したことについては、著しい不合理があるとはいえない。

- (4) 結論

本件審査請求には理由がないから，行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

3 調査審議を行った合議体の委員氏名

審査長	高林	藍子
委員	長沢	健次
委員	林	良太